

ふれあいネットワーク

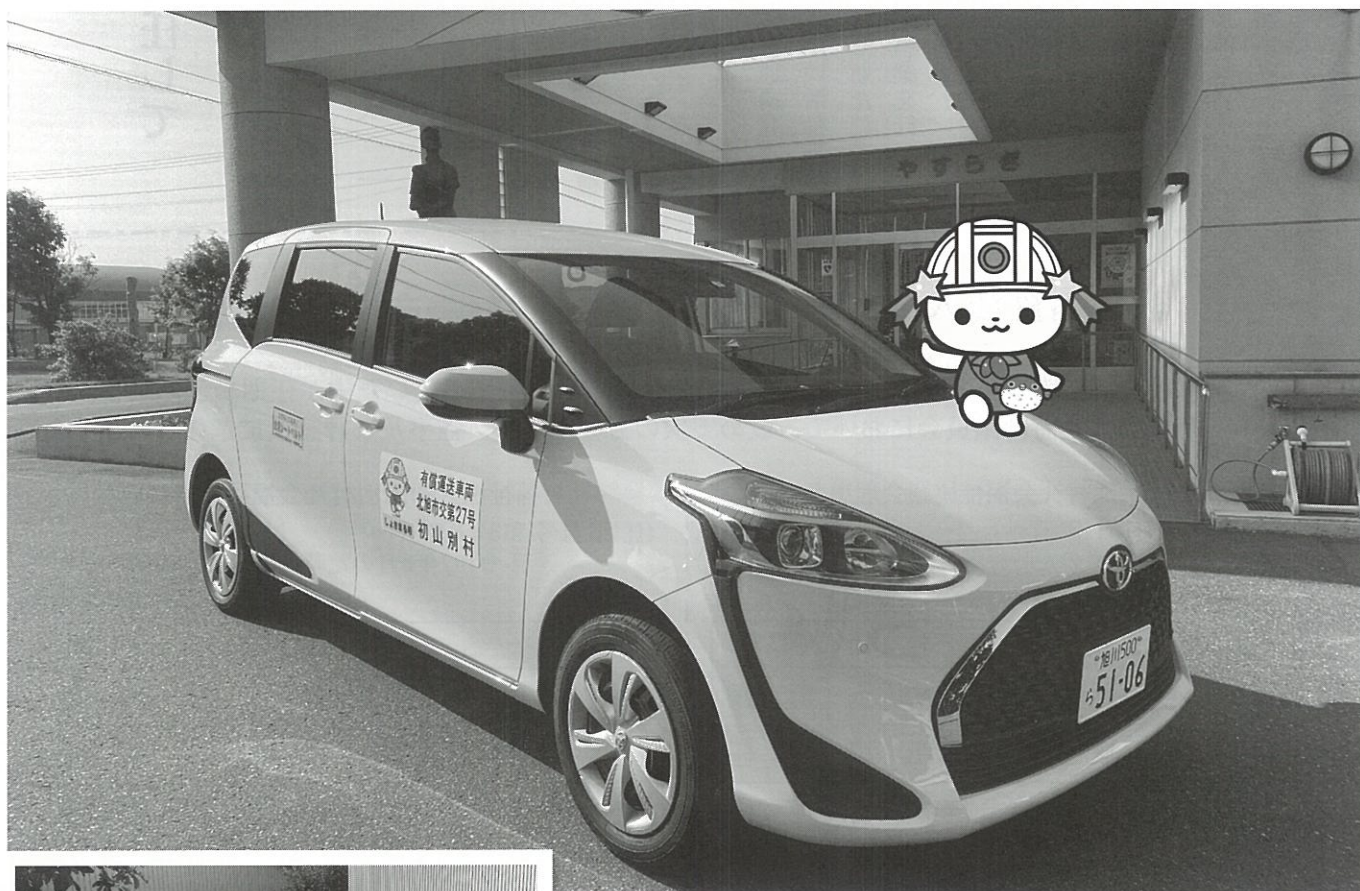


しょさんべつ

社協だより

No. **49**
2021.9

ふれ愛そして、支えあう福祉をめざして!!



「しょさまる号」運行開始!!



地域公共交通対策事業

発行：社会福祉法人初山別村社会福祉協議会

電話 67-2133

FAX 67-2139

URL <https://www.shakyo.or.jp/hp/111/>



会長に就任して

社会福祉法人 初山別村社会福祉協議会

会長 伊藤 太一

平素から初山別村社会福祉協議会に対し、深いご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。
さて、この度の初山別村社会福祉協議会の役員改選において会長に再任されました。その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現在、社会福祉協議会では大きく法人運営事業、高齢者福祉センター管理運営受託事業、生活支援受託事業があり、各事業では、共同募金配分金事業、地域密着型通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業、生きがい活動支援事業、ささえ愛ネットワーク事業、今年度から新たに受託した地域公共交通対策事業等、十七の多くの事業を行っています。

高齢化が進んでいる現在、社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として活動することが重要になっています。村民誰もが、これからも安心して暮らし続けていけるように、町内会、ボランティア、関係団体、関係機関の皆様のご指導、ご協力のもと村の受託事業の充実に向け、頑張る所存でございます。

今後もお一層のご理解とお力添えをお願い申し上げます。して、就任のご挨拶と致します。

社会福祉法人 初山別村社会福祉協議会役員改選

初山別村社会福祉協議会の理事、監事、評議員としてご尽力を頂いていた方が任期満了となり、令和3年6月9日の定時評議員会において、改めて次の方々が理事、監事及び評議員に選任されました。

社会福祉法人初山別村社会福祉協議会理事及び監事
(任期:自 令和3年6月9日～
至 令和5年6月の定時評議員会の終結の時まで)

(順不同・敬称略)

区 分	役 員 氏 名	住 所	備 考
会長理事	伊 藤 太 一	初山別	再 任
副会長理事	須 貝 暁 三	明 里	再 任
理 事	森 脇 吉 嗣	豊 岬	再 任
理 事	更 科 光 昇	初山別	再 任
理 事	長 坂 栄 一	明 里	再 任
理 事	福 田 百 子	豊 岬	再 任
理 事	田 澤 己 栄 樹	明 里	再 任
監 事	益 田 博 光	初山別	再 任
監 事	永 井 正 喜	初山別	再 任

社会福祉法人初山別村社会福祉協議会評議員
(任期:自 令和3年6月9日～
至 令和7年6月の定時評議員会の終結の時まで)

(順不同・敬称略)

氏 名	住 所	備 考
長谷川 幸 廣	有 明	再 任
酒 井 茂 樹	有 明	新 任
佐 藤 實	初山別	再 任
安 齋 昭 榮	豊 岬	再 任
江 端 勝 雄	有 明	再 任
岩 井 栄 子	明 里	再 任
細 野 京 子	初山別	再 任
野 村 久美子	初山別	再 任
岩 田 恵 子	豊 岬	再 任
角 井 行 雄	初山別	再 任

退任された、長谷川裕昭 様(有明)におかれましては、社会福祉協議会の評議員として、12年の長きにわたりご尽力を賜り、また、地域福祉の向上に多大なご支援を頂き、誠に有り難うございました。

令和3年度初山別村社会福祉協議会の主な事業

本会では、地域社会の皆様の福祉向上をめざし、安心して暮らせる豊かな福祉社会の実現に向けて、次のような福祉事業を実施しております。

◆法人運営事業

- ・法人運営事業
理事会・評議員会の開催、監査等法人運営のための事業
- ・広報発行事業
社協だよりの発行
- ・寿スポーツ大会の実施
60歳以上の高齢者が一同に集い、健康保持増進と親睦を図る目的でスポーツ大会を開催します。

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため第46回初山別村寿スポーツ大会は、中止とさせていただきました。



- ・ボランティア研修会の開催
地域住民のボランティアへの理解と関心を深めてもらうことを目的としています。



(講演 これからの暮らしと移動サービス H31年度)



- ・ふれあいハートメール事業
児童から70歳以上の独居高齢者及び80歳以上の高齢者に対し年賀状・学校行事等の招待状や案内状等を送ります。
- ・ふれあい訪問事業
75歳以上の独居高齢者に対し、週1回程度の電話又は訪問により安否確認を行います。



- ・学童・生徒ボランティア活動普及事業の推進



(初山別中学校 除雪ボランティア 令和3年2月)

- ・異世代間交流事業
高齢者と保育園児(児童)との交流事業



(餅つき会 H31年度)



(ふじみへき地保育所)

- ・車椅子・テント貸出
- ・福祉団体事務局
初山別村老人クラブ連合会



(村内老人クラブ交歓会 令和2年度)



初山別村身体障がい者福祉協会
初山別村遺族会
初山別村母子会
初山別村ボランティア連絡協議会

◆生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が行う貸付事務の受託。
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯が対象。

- ・生活再建や住宅の賃貸契約等に係る「総合支援資金」
- ・福祉用具の購入、住宅改修、緊急時の生計維持の為の貸付に係る「福祉資金」
- ・進学・修学に係る貸付「教育支援資金」
- ・不動産を担保として貸付を受ける「不動産担保型生活支援資金」

◆共同募金配分金事業

- 共同募金運動への協力
共同募金運動の広報及び募金活動への協力



(令和2年10月 街頭募金活動 セコマ初山別店前)

- 共同募金配分金事業の実施
ふれあい訪問、寿スポーツ、学童生徒ボランティア活動、異世代間ふれあい交流事業、福祉団体等への配分。
- 歳末たすけあい運動事業
歳末たすけあい助成の協議、及び助成事業の実施。



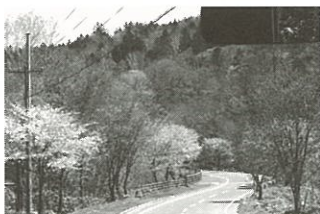
(令和2年12月30日)



(おせち料理宅配)

◆高齢者生活福祉センター運営事業

おおむね65歳以上の高齢者で、自宅で生活する事に不安のある方に対し、一定期間住まいを提供し、生活相談・緊急時の対応及び地域住民との交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活が送られるよう支援します。



(お花見ドライブ有明)



(やすらぎ手芸教室)



(花植え作業)

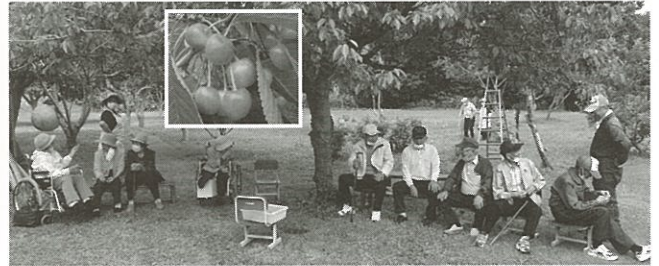


(やすらぎ交流会)

◆介護保険事業

- 地域密着型通所介護事業

介護保険制度により、「要介護」と認定された方が対象です。利用者の身体的状況に合わせ、入浴や食事の提供、レクリエーションや機能訓練等を行い、健康な体の維持と人とのふれあいを楽しみながら自立した日常生活を送れるよう援助します。また、ご家族の介護負担軽減のため利用していただくことも目的のひとつです。



(木下リンゴ園 令和2年7月)

- 介護予防通所介護事業

介護保険制度により、「要支援」と認定された方が対象です。要支援の方ができる限り要介護状態にならないよう維持・改善を図ります。利用者の身体的状況に合わせ、入浴や食事の提供、レクリエーションや機能訓練を行い、健康な体の維持と人とのふれあいを楽しみながら自立した日常生活を送れるよう援助します。

- 訪問介護事業

介護保険制度により、「要介護」と認定された方が対象です。ホームヘルパーが家庭を訪問して、利用者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄の介助や日常生活全般にわたる援助を行います。



- 介護予防訪問介護事業

介護保険制度により、「要支援」と認定された方が対象です。ホームヘルパーが家庭を訪問して、「本人のできることは、できる限り本人が行う」ことに重きをおき、要介護となることを予防し要支援状態の維持もしくは改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、日常生活上の支援を行います。

- 居宅介護支援事業

介護保険制度で「要介護」の認定を受けた方が対象です。介護支援専門員が利用者やご家族の意思や環境を考慮して、適正な居宅サービスを利用できるように、ケアプランを作成するとともにサービスの手続き等の支援を行います。

デサース ホームヘルプ ショートステイ



◆生活支援事業

・生きがい活動支援事業

介護保険非該当(自立)の方に対して、ふれあいサロン(デイサービス)において、健康チェック、入浴、体操、ゲームのほか、外出等各月のイベントを交え、人とのふれあい、仲間づくりを楽しみながら行い、健全な自立した生活の助長を図ります。



(羽幌バラ園)

(有明ダムお花見)



・軽度生活援助事業

介護保険非該当(自立)の方に対して、ホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活の援助を行い、健全で安らかな生活を確保するとともに、要支援、要介護状態の進行防止を図ります。

・布団洗濯乾燥サービス事業

身体上又は精神上の障がい等により、日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障がい者の世帯に、布団の洗濯乾燥サービスを実施します。



・除雪サービス事業

身体上又は精神上の障がい等により、日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障がい者の世帯に、12月～3月まで玄関、窓等の除雪サービスを提供することにより、健康で安らかな生活が送れるよう在宅生活の支援を図ります。

・配食サービス事業

身体上又は精神上の障がい等により、日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障がい者の世帯に、週2回程度食事(弁当)を提供することにより高齢者等の在宅福祉の向上を図ります。



・福祉有償運送サービス(移送サービス)事業

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者の方等を対象に、ホームヘルパーが村内及び近隣町までの移動の利便を図ります。

◆日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断力に不安を抱えている在宅生活の方を対象に、福祉サービスを利用するお手伝い、生活費管理のお手伝い、重要な書類の預り等を行い、地域で安心して暮らしていけるようサポートします。

◆障がい福祉サービス事業

身体障がい者および知的障がい者、児童・精神障がい者の方に、心身の特性を踏まえ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、調理、生活等に関する相談及び助言ならびに外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる支援を行います。

◆生活支援総合事業

・ささえ愛ネットワーク事業

住民がいつまでも住み慣れた村に暮らし続けたいという当たり前の願いを叶えるため、また、ささえ愛という絆の構築を目指し、「生活支援コーディネーター」が、各地域で活動しています。

◆地域公共交通対策事業(しよさまる号)

65歳以上を対象に、交通手段が無く気軽に外出(買い物・用事足し等)することができない高齢者に対して、初山別村条例において、道路運送法に基づき市町村運営有償運送・交通空白輸送の申請登録により、事前予約に応じて運行(初山別村全域)並びに利用料の徴収を行う事業です。

専属ドライバー(地域おこし協力隊)・専属事務員(社協非常勤)の2名体制、専属車輛(2台)の配置。



利用料金は、地区内片道100円。地区外片道200円となり、車を待たせると待機料100円(30分毎)が追加されます。

利用には、事前予約が必要となります(月～金)月曜日～日曜日(年末年始6日間を除く)運行。

令和3年度 初山別村社会福祉協議会予算の状況

初山別村社会福祉協議会は、初山別村より平成30年度から5年間、「初山別村高齢者生活福祉センター」の指定管理者として指定を受けています。平成18年度からの指定管理者の経験をふまえ、介護の質の向上に努めるとともに、介護保険事業・法人運営事業を安定的に運営するため、効率的な経営と経営基盤の強化を図ってまいります。また、職員の法令遵守の徹底・規範意識の向上に努めてまいります。

(単位:千円)

区分	勘定科目		事業区分	拠点区分					
			社会福祉事業 ①+②+③ +④+⑤+⑥	法人運営 ①	介護保険 ②	高齢者 生活福祉 センター③	生活支援 ④	生活支援 総合 ⑤	地域交通 ⑥
事業活動による収支	収入	会費収入	577	577	0	0	0	0	0
		寄附金収入	313	313	0	0	0	0	0
		経常経費補助金収入	7,860	7,860	0	0	0	0	0
		受託金収入	69,688	33	17,113	22,807	14,264	9,271	6,200
		事業収入	2,460	0	0	1,836	624	0	0
		介護保険事業収入	21,939	0	21,939	0	0	0	0
		受取利息配当金収入	4	3	1	0	0	0	0
		その他の収入	1	1	0	0	0	0	0
		事業活動収入計(1)	102,842	8,787	39,053	24,643	14,888	9,271	6,200
	支出	人件費支出	70,649	5,840	26,773	17,390	7,933	7,212	5,501
		事業費支出	11,853	421	4,118	5,050	1,630	222	412
		事務費支出	18,059	1,807	7,806	1,946	5,242	1,258	0
		共同募金配分金事業費支出	370	370	0	0	0	0	0
		助成金支出	898	218	0	0	0	500	180
		事業活動支出計(2)	101,829	8,656	38,697	24,386	14,805	9,192	6,093
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		1,013	131	356	257	83	79	107
その他の活動	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	0	0	0	0
	支出	その他の活動支出計(8)	1,013	131	356	257	83	79	107
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			-1,013	-131	-356	-257	-83	-79	-107
予備費(10)			0	0	0	0	0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(9)-(10)			0	0	0	0	0	0	0
前期末支払資金残高(12)			0	0	0	0	0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)			0	0	0	0	0	0	0

初山別村社会福祉協議会は、定款で定める社会福祉事業を実施しておりますが、新会計基準では施設、事業所毎に拠点区分を設けたうえで、拠点区分内で実施するサービス毎にサービス区分を設けることになっております。

令和3年度についても、皆様からお預かりする社協会費や、寄附金、受託金等を無駄にしないように、より良い福祉サービスの供給のために、大切に使用させていただきます。

令和2年度 初山別村社会福祉協議会決算の状況

(単位:円)

区分	勘定科目		事業区分	拠点区分				
			社会福祉事業 ①+②+③+④	法人運営 ①	介護保険 ②	高齢者生活福 祉センター ③	生活支援 ④	生活支援総合 ⑤
事業活動による収支	収	会費収入	580,000	580,000	0	0	0	0
		寄附金収入	340,000	340,000	0	0	0	0
		経常経費補助金収入	7,852,162	7,852,162	0	0	0	0
		受託金収入	48,907,923	65,150	11,424,874	17,113,735	11,936,894	8,367,270
		事業収入	2,352,834	0	0	1,810,124	542,710	0
		介護保険事業収入	21,528,127	0	21,528,127	0	0	0
		受取利息配当金収入	1,046	937	109	0	0	0
		その他の収入	364,385	2,200	343,563	0	18,622	0
		事業活動収入計(1)	81,926,477	8,840,449	33,296,673	18,923,859	12,498,226	8,367,270
	支	人件費支出	58,026,842	5,697,279	26,209,120	11,882,496	7,210,947	7,027,000
		事業費支出	9,740,447	315,460	3,327,690	4,939,861	1,065,383	92,053
		事務費支出	15,957,840	1,253,530	6,921,623	1,865,894	4,835,576	1,081,217
		共同募金配分金事業費支出	402,162	402,162	0	0	0	0
		助成金支出	384,265	217,265	0	0	0	167,000
		事業活動支出計(2)	84,511,556	7,885,696	36,458,433	18,688,251	13,111,906	8,367,270
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-2,585,079	954,753	-3,161,760	235,608	-613,680	0
施設整備等	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0
	支出	施設整備等支出計(5)	0	0	0	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			0	0	0	0	0	0
その他の活動	収入	その他の活動収入計(7)	4,084,245	0	3,401,211	0	683,034	0
	支出	その他の活動支出計(8)	675,263	130,850	239,451	235,608	69,354	0
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			3,408,982	-130,850	3,161,760	-235,608	613,680	0
予備費(10)			0	0	0	0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			823,903	823,903	0	0	0	0
前期末支払資金残高(12)			2,525,819	2,525,819	0	0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)			3,349,722	3,349,722	0	0	0	0

一般会計貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
区分	当年度末	前年度末	区分	当年度末	前年度末
流動資産	20,300,786	10,495,614	流動負債	16,951,064	7,969,795
現金預金	15,848,443	6,254,902	事業未払金	16,748,535	7,854,913
未収金	4,452,343	4,240,712	職員預り金	202,529	114,882
固定資産	16,169,324	19,669,400			
基本財産	1,000,000	1,000,000	固定負債	5,413,980	8,837,400
その他の固定資産	15,169,324	18,669,400	退職給付引当金	5,413,980	8,837,400
			負債の部合計	22,365,044	16,807,195
			純資産の部		
			基本金	1,000,000	1,000,000
			その他の積立金	9,651,831	9,651,073
			次期繰越活動増減差額	3,453,235	2,706,746
			純資産の部合計	14,105,066	13,357,819
資産の部合計	36,470,110	30,165,014	負債及び純資産の部合計	36,470,110	30,165,014

※詳細については、社協事務局にお問い合わせ下さい。

赤い羽根共同募金

10月1日から75回目の赤い羽根共同募金運動が全国一斉にスタートします。

昭和22年から始まった共同募金は、社会福祉法に明記された募金活動です。

共同募金は「募金する人も募る人もボランティア」であり、いつでも参加できるボランティア活動です。

皆様からお寄せいただきました募金は、約70%が村の福祉活動のために、残りの約30%は道内の社会福祉施設、団体への助成、大規模災害のための積立金、災害見舞金として使われます。

今後も、皆様の暖かいご支援とご協力をお願い致します。

運動実施期間
10月1日～12月31日
本年度目標額
450,000円



illustration by さきつこ
© Crypton Future Media, INC. www.piapro.net piapro

共同募金は計画募金

赤い羽根共同募金は、集まった寄付金を特定の助成先等に単純に助成しているのではありません。事前に地域内の社会福祉施設や社会福祉団体、ボランティア・市民活動団体等の各種福祉活動に必要な資金ニーズを勘案し、使いみちの計画をたててから募金を行う「計画募金」です。（この募金方法は、法律で定められています）

共同募金運動は、このように「使われること＝要望計画」を前提として、その結果に沿って寄付金の募集をする運動です。

さまざまな団体から社会福祉活動の充実、多様な社会福祉の課題に取り組む事業要望等を取りまとめ、その内容について、必要性、緊急性などを考慮し、寄付者の方々に納得頂けるような助成計画をたて、その事業を実施するため必要な金額を「寄付期待額」（目標額）として募金を募ります。

ですから、期待額に達しなかった場合、何かしらの事業が実施できないということになります。

共同募金運動は「各地域で、様々な福祉活動を行うために最小限度必要な額」をもとに「あらかじめ」使い途の計画を立てることが義務づけられていることから、計画に必要な総額が「全道で今年は最低これだけの資金が必要」ということになり、これが「目標＝寄付期待額」になるのです。

令和2年度の初山別村の募金総額は、457,420円でした。皆様の善意は、下記の表のとおり、令和3年度の共同募金助成事業に使用させていただきます。

今後とも、皆様のあたたかいご協力をお願いいたします。

令和3年度の配分先事業	事業内容	村配分額	令和3年度の配分先	全道配分額
児童・高齢者ふれあいハートメール	年賀状や学校行事の招待状等	10,000円	道地域配分金	54,000円
ふれあい訪問	電話・訪問による安否確認	80,000円	地方共募分担金	13,000円
寿スポーツ大会開催事業	寿スポーツ大会開催費援助	80,000円	村募金経費	30,000円
老人クラブ連合会援助事業	老人クラブ活動の援助	55,000円		
身体障がい者福祉援助事業	身障協会研修会援助	10,000円		
異世代間交流事業	保育園児との交流会援助	10,000円		
子供会育成員連絡協議会活動支援事業	村子供会活動支援	20,000円		
児童生徒ボランティア活動支援事業	小・中学校のボランティア活動支援	20,000円		
広報・社協だより発行事業	社協だより発行経費(年2回)	75,420円		
小計	計	360,420円	小計	97,000円
合計		457,420円		

あなたの周りに気がかりな高齢者の方はいませんか？

見守りネットワークは地域のみなさんで高齢者を見守り、何か気がかりなことを感じたら、相談機関に連絡して高齢者を支えるしくみです。

たとえば、こんなことありませんか？

- ・郵便物や新聞が郵便受けにたまっている
- ・家を訪ねても顔を出してくれない
- ・夜になっても家に明かりがつかない
- ・最近、外出している姿を見かけなくなった
- ・家の中から高齢者を大声で怒鳴る声が聞こえる
- ・顔や腕などに不自然なあざが多くなった
- ・服装が不自然なまま外出している
- ・見慣れない人が家に出入りするようになった

何かおかしいと思ったら
社会福祉協議会（67-2133）
または地域包括支援センター
（67-2211）へご連絡下さい。

悪質商法・詐欺が高齢者をねらっています！

悪質商法や詐欺による高齢者の被害が全国的に多発しています。

一人暮らしや高齢者夫婦世帯が狙われやすく、悪質商法や詐欺の手口は、日々巧妙化、より悪質になっています。普段から「自分の身にも起こるかもしれない」と、警戒心を忘れないことが大切です。

悪質商法撃退のポイント

1. 予定にない訪問者を家に入れない
2. セールスの電話は「いりません」とはっきり断って切る
3. 「うますぎる話」は疑ってかかる
4. 契約の前には必ず相談しよう

気軽に相談しよう
消費者ホットライン
0570-064-370
警察相談専用電話
#9110

振り込め詐欺撃退のポイント

1. どんな電話を受けても、あわてず冷静に！
2. お金を振り込む前に、必ず誰かに相談を！
3. 「ATM（銀行）に行って」と言われたら詐欺を疑う
4. 警察・行政機関・銀行の名前を出されても安易に信用しない

令和2年度共同募金運動功績者表彰

北海道共同募金会より、令和2年度共同募金運動功績者として、初山別小学校が表彰されました。

初山別村共同募金委員会から初山別小学校へ感謝状が伝達されました。

じぶんの町を
良くするしくみ。



新型コロナウイルス感染症拡大予防対策により、感謝状は、先生にお渡しいたしました。

(令和3年5月10日)

社協会員加入のお願い

初山別村社会福祉協議会では、毎年村民の皆様には会員加入のお願いをしています。また、地域における福祉の発展のため、地域で活躍されている団体・事業所などにもご協力をお願いしています。

皆様から寄せられた「会費」は、社協の行う福祉サービス事業や運営費の財源として、また、地域福祉向上のために幅広く使用させて頂いております。何卒ご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

年会費(一口) 個人会費 1,000円 特別会費 3,000円 賛助会費 3,000円

加入については、下記に電話等でご連絡いただければ職員が伺います。

初山別村社会福祉協議会 (電話67-2133)

令和3年度(7月末現在) 会員加入数 7月末現在

村人口 1,118人

個人会員 355軒 387,000円

皆様から寄せられた会費は、初山別

世帯 537世帯

特別会員 24軒 84,000円

村の地域福祉のため大切に使用して

賛助会員 18軒 96,000円

頂きます。ありがとうございました。

ホームヘルパーを募集中!

初山別村ヘルパーステーションでは、ホームヘルパーを募集しております。

介護保険サービスにて、高齢者や障がい者の方に、買い物、調理、掃除等の家事や、排泄、食事、入浴等の介護などをおこないます。

- ◆資格要件：介護福祉士または、介護職員初任者研修、ホームヘルパー2級以上修了者。
- ◆その他詳細については、TEL 67-2133までお問い合わせください。
- ◆資格がない方についても、ご相談ください。【担当 中塚】



ケアマネージャーを募集中!

初山別村居宅介護支援事業所では、介護支援専門員(ケアマネージャー)を募集しております。

介護保険制度における介護認定者(要介護1～要介護5)を対象に、居宅サービス計画(ケアプラン)作成し、利用者・サービス事業所・保健医療福祉関係機関等との連絡調整等(給付管理)を行います。

- ◆資格要件：介護支援専門員(実務者研修修了者)または、主任介護支援専門員
- ◆その他詳細については、TEL 67-2133までお問い合わせください。
- ◆実務者研修修了者でない方についても、ご相談ください。【担当 浮田】



「やすらぎ」の生活援助員を募集中!

初山別村高齢者生活福祉センター「やすらぎ」では、生活援助員を募集しております。

「やすらぎ」入居者に対して、日常生活上の生活指導・相談、安否確認、一時的な介護(家事援助等)を提供し、施設内外の維持管理を行います。

- ◆資格要件：介護職員初任者研修、ホームヘルパー2級以上修了者。
- ◆その他詳細については、TEL 67-2133までお問い合わせください。
- ◆資格がない方についても、ご相談ください。【担当 木村】

